

令和5年度 ケアプラン点検の実施について

山口市介護保険課

山口市では、平成29年度から「山口市介護給付費適正化事業」の一環として、各指定居宅介護支援事業所に居宅サービス計画書等を提出していただき、ケアプラン点検を実施し、介護保険事業の運営について検証しております。

平成31年度からは、県介護支援専門員協会へケアプラン点検を委託すること等により、点検件数を増加して取り組んでいます。

今年度も、昨年度と同様の体制で取り組むこととしており、下記のとおり実施いたします。

1. 目的

居宅介護ケアマネジメントの基本方針に基づき、利用者にとって真に必要なサービスを提供するケアプラン（自立支援に資する適切なケアプラン）となっているかという視点で、作成者である当該介護支援専門員とともに検証確認しながら、気づきを促すことにより、ケアプランの質の向上、介護支援専門員の資質向上を図り、介護給付の適正化につなげていくことを目的とします。

- ＊ケアプラン点検は、法令などの明確な根拠に基づき実施する「指導」とは異なり、ケアプラン作成者を「支援」することを目的としています。
- ＊一方的に指摘するのではなく、双方向のやりとりから相手の考え方などを引き出すことにより「気づき」を促すことに重点を置きます。
- ＊点検者とケアプラン作成者がともにケアプランを確認しあうという姿勢で取り組み、批判するのではなく一緒にレベルアップを図ることを目的としています。

2. 実施件数及び点検実施者

点検実施者	点検予定件数
山口県介護支援専門員協会（委託）	50件（25事業所×2件）
山口市	12件（6事業所×2件）

3. 点検対象のケアプラン

- A：サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者
または、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、併設居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高く、通所サービス利用の割合が高い利用者（事業所単位抽出）
- B：在宅の区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者
- C：市が必要と判断したケース

4. 実施方法

1)書類審査

① 山口市が選定した利用者のケアプランについて、対象の居宅介護支援事業所に提出を依頼します。

② 提出書類(直近のケアプランに関するもの※暫定プランを除く)

- ・アセスメント表(提出するケアプランの作成に際して実施したもの)

- ・第1表 居宅サービス計画書(1)

- ・第2表 居宅サービス計画書(2)

- ・第3表 週間サービス計画表

- ・第4表 サービス担当者会議の要点

- ・第5表 居宅介護支援経過

- ・モニタリング表

- ・ケアプラン自己点検シート※

※様式は依頼文書に同封いたします。提出するケアプランに対し、担当介護支援専門員が自己点検(セルフチェック)して、他の書類と一緒に提出してください。

2)ヒアリング(山口県介護支援専門員協会・山口市)

ケアプランを作成した担当介護支援専門員の所属する事業所を訪問し、面談を行います。

また、オンラインでの点検も対応します。

【面談実施時期】 令和5年9月～令和6年2月